

犯罪被害者等基本計画案（骨子） に対する意見書

2005年8月26日

日本弁護士連合会

犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書

目 次

第 1	損害回復・経済的支援等への取組	
1	損害賠償の請求についての援助等（基本法第 1 2 条関係）	1
2	給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 1 3 条関係）	8
3	居住の安定（基本法第 1 6 条関係）	10
4	雇用の安定（基本法第 1 7 条関係）	12
第 2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	
1	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 1 4 条関係）	13
2	安全の確保（基本法第 1 5 条関係）	24
3	保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第 1 9 条関係）	38
第 3	刑事手続への関与拡充への取組	
1	刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 （基本法第 1 8 条関係）	42
第 4	支援等のための体制整備への取組	
1	相談及び情報の提供等（基本法第 1 1 条関係）	57
2	調査研究の推進等（基本法第 2 1 条関係）	64
3	民間の団体に対する援助（基本法第 2 2 条関係）	64
第 5	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	
1	国民の理解の増進（基本法第 2 0 条関係）	68

犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書

2005年8月26日

日本弁護士連合会

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

犯罪被害者等がその損害を回復するためには、損害賠償請求等によらざるをえないが、現行の制度上、刑事裁判と民事裁判は分離されている。公判記録の閲覧謄写が認められたことから、刑事裁判終了まで、その手続において提出された証拠を犯罪被害者等が利用できないという従来の運用は改善された。

しかし、犯罪被害者等は、被害を受けることにより、通常的生活を送ることすら困難になるケースも多い。特に、唯一家計を支えるものが被害を受けることにより、収入の途を断たれた場合には、それは顕著である。かかる場合には、可及的速やかに損害回復を受けることが極めて重要である。

かかる迅速な損害回復を実現するためには、簡易迅速な損害回復の実現のための制度を積極的に検討する必要がある。

もっとも、具体的にどのような制度を導入するかについて、諸外国の立法例などを参考にして、現行の諸制度との調整や均衡の見地から、慎重に検討することが必要であるが、骨子で例示されている諸制度についての、当連合会の意見は次のとおりである。

(1) 附帯私訴及び損害賠償命令について

当連合会は、2005年6月17日、別紙の「犯罪被害者等の刑事手

続への関与について」という意見書（以下「別紙意見書」という。）を取りまとめ、その中で次の見解を示した。

「第3 刑事裁判における附帯私訴及び損害賠償命令

被害者等の損害回復・経済的支援への取組みに関しては、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を検討すべきであるが、その方法として、附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではない。」

その理由は別紙意見書の記載のとおりである（7頁以下）。

(2) 没収、追徴を利用した損害回復について

当連合会は、2005年3月18日付「犯罪収益の剥奪及び犯罪被害回復制度の確立に向けての提言」で、「一般市民に対して大規模な被害を及ぼした組織的な犯罪について、国が犯罪被害財産を犯人から確保・剥奪し犯罪被害者に分配するなどして被害回復を図る制度を、関連するその他の諸制度との関係等を検討の上、速やかに整備すべきである。」とし、「組織的な犯罪収益の規制等に関する法律」にいう「犯罪被害財産」を犯人から確保・剥奪し、犯罪被害者に分配するなどして被害回復を図る制度を提言している。

これは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が、犯罪被害収益を没収することも追徴することも禁止しているが、現実には被害者が私法上の権利を行使することが困難であるために、結果的に、犯人等が犯罪収益を利得したままになり得るという重大な欠陥があり、ヤミ金や振り込め詐欺といった多数の一般市民（消費者）を対象とした組織的犯罪による被害者を保護する機能を発揮していないからである。

ただし、その制度設計においては、現行刑法では、没収（特に取得物件、報酬物件、対価物件）及び追徴は刑罰（ないし没収の換刑処分）として位置づけられており、没収・追徴を利用した損害回復については、没収・追徴制度の法的性格や刑罰体系上の位置づけを変容させるものであるから、関連するその他の諸制度との関係等を踏まえ、慎重に検討すべきである。

(2) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討

損害賠償債務の国による立替払及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相

当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

犯罪被害者に対する犯罪被害補償制度を制定し、その中で調整することにより解決すべきである。

【理由】

国が損害賠償債務の立替払を行うとしても、立替払を行う対象や金額の上限等の基準や手続を制定する必要がある。かかる基準や手続を検討するに当たっては、犯罪被害者等に対する経済的支援制度との調整は必要不可欠である。

そして、後述（8頁）のとおり、犯罪被害者等に対する経済的支援制度としては、犯罪被害補償制度の導入が極めて重要である。

そこで、犯罪被害補償制度導入を前提として、かかる手続の中で、国が犯罪被害者等に補償金を支給した場合、支給額に対応する金額を加害者に求償できる制度を設けるといって調整するのが最も望ましい。

(3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討

上記(2)記載の検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

公費による被害者支援弁護士制度及び国による損害賠償費用の補償制度については、積極的に導入する方向で検討すべきである。

【理由】

犯罪被害者等の中には、法的支援を望んでも、経済的理由から、私費で弁護士に支援活動を依頼できないケースも少なくない。

また、現行の法律扶助制度では、損害賠償請求など、民事事件の範疇に含まれる支援活動に対しては援助が可能であるものの、それ以外の、警察官、検察官、裁判所への対応、法廷傍聴やマスコミ対応などの支援活動については、現在は日本財団の支援による犯罪被害者援助制度により対応しているが、かかる日本財団の支援が今後も継続することを期待するのは困難である。

そこで、公費による被害者支援弁護士制度を導入する必要性は極めて高く、犯罪被害者等の多くは、かかる制度を強く望んでいる。

損害賠償費用についても、被害者死亡の事案では、高額になることが予想されるが、かかる場合、民事訴訟を提起する際には、弁護士費用以外にも、高額な裁判手数料の支払いが求められることになる。

確かに、民事訴訟法上には、訴訟救助の制度があるものの、訴訟救助の対象となるのは、裁判手数料に限られるのがほとんどであり、予納郵券や弁護士費用までは対象とならないことが多いため、訴訟救助のみでは、損害賠償費用の補償としては十分でないといえる。

そこで、弁護士費用については、公費による被害者支援弁護士制度を導入することにより、かかる問題は対応すべきであるし、それ以外の点については、訴訟救助制度の改正等により対応すべきである。

(4) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【法務省】

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法務省】

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。【法務省】

【意見】

日本司法支援センターによる支援については、現行の支援制度の存続及びその拡充について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。

【理由】

(1) 財団法人法律扶助協会(以下「法律扶助協会」という。)は、犯罪被害者等について、民事の損害賠償手続については、従来から民事法律扶助法により、民事法律扶助の対象として取り扱ってきた。総合法律支援法による日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)も当然その業務を承継する。

したがって、「民事法律扶助制度の活用による損害賠償請求」は、既に実施されている制度であり、新規のものではない。

- (2) しかし、これは、あくまでも民事の損害賠償が対象であり、それ以外の刑事告訴、報道機関との折衝等については、扶助の対象とされていなかったことから、法律扶助協会は、犯罪被害者等の要請を受けて、2001年4月1日から、日本財団の助成金(8割)と法律扶助協会への贖罪寄付、篤志家寄付等を財源として、法律相談、刑事告訴、法廷傍聴の同行、証人尋問、意見陳述の付添い、刑事訴訟手続きにおける和解の交渉、報道機関等との折衝を対象とする犯罪被害者法律援助を既に実施しており、被害者等に弁護士費用と実費等を交付している。
- (3) ただ、日本財団は、移行後の支援センターへの補助金打切りを示唆しており、支援事業の後退が懸念されるので、現行の支援制度の支援センターにおける存続が図られるべきであり、また、現行の支援制度はその交付額に制限があるなど必ずしも被害者等の要請に応えるものではないので、その一層の拡充が求められることになる。
- (4) そこで、当連合会は、2005年6月17日付の別紙意見書において、「被害者等が刑事手続に関連する手続(告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など)に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。」と提案したところであり、これは、現行の支援制度の支援センターにおける存続とその拡充を求めたものである。
- (5) なお、扶助事業からは在留資格をもたない外国人が除かれている。法整備が遅れているとして、国際的な批判を浴びている人身取引被害者は、そもそも民事法律扶助対象から除かれていることにも留意が必要である。

- | |
|--|
| <p>(5) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等</p> <p>ア 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】</p> <p>イ 刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】</p> |
|--|

【意見】

損害賠償請求の実効性確保のために、刑事手続の公判記録について、犯罪被害者が閲覧・謄写できる範囲を拡大する方向で検討することには賛成である。

ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることの

ないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように配慮されるべきである。

また、刑事確定記録の謄写については、刑事確定訴訟記録法には、記録の閲覧の規定は設けられているものの、謄写については、明文上明らかにされていない。そこで、今回制度を見直すに当たって、犯罪被害者等が刑事確定記録を謄写できることを法律上明確にすべきである。

ウ (財)自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、保険会社に対する立入検査、適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】

エ 金融庁において、策定中の「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。【金融庁】

オ 金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

カ (財)日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】

キ ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】

ク 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。【法務省】

【意見】

上記ウないしク記載の施策を推進することに賛成である。

【理由】

犯罪被害者等の損害回復に当たっては、保険会社からの保険金の支払いが極めて重要な役割を果たすことが多い。そこで、保険金の支払が適正かつ迅速に行われるよう施策を講じることは、犯罪被害者等の損害回復を容易にすることにつながる。

また、受刑者が犯罪被害者等に直接損害賠償を行う手段として、作業賞与金(新法では作業報奨金)を活用することが考えられる。

監獄法に基づく従来の運用では、作業に就いた受刑者に支給される作

業賞与金は原則として釈放の際に、本人に対して交付されるが、在所中であっても、その趣旨を損なわない程度で、所内生活で用いる物品の購入や家族あての送金等に使用することも認められていた。

本年成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」では、「作業報奨金」と名称が変更となったが、それは釈放の際に支給されるのが原則であるところ、第77条4項で「刑事施設の長は、受刑者がその釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用の目的が、自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、(略)その支給の時に於ける報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給することができる。」として、被害者に対する損害賠償へ充当できることを法文上明記した。

しかし、この作業報奨金は平均月額4150円程度(2003年度)と極めて僅少で、被害回復に実効性があるものとはなっていない。

当連合会は、行刑の問題としても、受刑者の労働に対しては「賃金制」の導入を検討すべきとしており(2001年1月19日付 司法制度改革審議会中間報告(未決及び矯正処遇関係)に対する意見書)、その増額された賃金の中から、受刑者が被害者に対する損害賠償に充当し、実効的な被害回復を図ることが可能とする制度を構想すべきである。

(6) その他損害賠償請求に関する援助

ア 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】

イ 暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

当連合会の第46回人権擁護大会におけるシンポジウムのテーマに犯罪被害者支援が取り上げられた際、犯罪被害者のためにどのような制度を設けるのがよいのかを検討するに当たり、犯罪被害者にヒアリングを実施した。その際、犯罪被害者は、被害者としてどのような手続きを取ることができるかについて十分な説明を受けていないケースが多く見受けられた。

その中には、犯罪被害者等給付金支給制度について説明を受けることなく、時効により給付金申請を行うことができなくなったケースもあった。

これらは、犯罪被害者に対して、支援制度等を十分に告知していなかったことが原因であることは明白である。

そのため、支援制度等を告知する施策は積極的に採用すべきである。

2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

[今後講じていく施策]

- (1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善
現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図る。【警察庁】
- (2) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
警察庁において、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

【意見】

犯罪被害給付制度の改正や運用の改善によるのではなく、新たに犯罪被害補償制度を制定し、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明示した上で、補償請求手続の簡易迅速化、補償の項目や支給額の改善を図るべきである。

【理由】

犯罪被害者給付金の支給等に関する法律（以下「犯給法」という。）に基づく現行の犯罪被害給付制度については、給付金の法的性格は恩恵的な御見舞金にすぎず、犯罪被害者等の権利という位置づけではない、被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるときには給付金を一切支給しないなど不支給や給付金の減額の場合が画一的に定められており、例えば、夫が妻を殺害した場合に、その子供に給付金が支給されないなど、明らかに不当な結論となるケースも発生している、給付金の決定に当たって、実際の被害状況は考慮されないため、給付金額が低廉となる、というような重大な問題を抱えている。

そこで、犯罪被害者等基本法制定に伴い、上記の重大な問題点を抱える制度の改正等によるのではなく、犯罪被害者等基本法の趣旨に沿う、犯罪被害者等の権利性を明確にした新しい犯罪被害補償制度を導入することを積極的に検討すべきである。

犯罪被害補償制度を導入するに当たっては、犯罪被害者等の権利性を明

確にすることは当然ながら、補償請求手続の簡易迅速化も重視すべきである。

また、支給額については、諸外国の立法例を参考に、治療費、カウンセリング費用、休業損害、葬儀費用、逸失利益などの具体的な項目ごとに支給基準を設け、補償金の不支給や減額について犯給法よりも詳細かつ妥当な結論を導くことができるよう規定を設けるなど、支給額決定のプロセスを明確にすべきである。

(3) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費についてその経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

【意見】

緊急避妊の経費については、産婦人科医からの申し出に基づき支給対象とすることを検討すべきである。

【理由】

強姦により妊娠する多くの被害者は警察に被害届を出さないことが多く、特に若年層では自己負担もできず親にも相談できずに困っているのが実態である。

警察庁で検討する際、警察にて支給対象を把握し支給することとする場合、本人から警察に申告しなくとも担当産婦人科医からの申告で支給対象とすることにより、告訴をしたくない女性に対しても緊急避妊が可能となるよう検討すべきである。

(4) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。

【警察庁】

(6) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。特にこれまで被害直後に支出を余儀なくされていた遺体運搬費などの費用については、犯罪被害者等に負担させないように制度設計を行うべきであるし、治療費についても、犯罪被害者等の負担を現行の第三者行為の制度以上に負担のない制度を制定すべきである。

【理由】

犯罪被害者に対するヒアリングの中で、被害直後に治療費、遺体搬送費などを支出することが経済的に厳しいとの意見が多数上がっていた。また、性被害においては、被害直後に緊急避妊を実施する必要性が高いが、その費用の負担が全額自己負担となると、経済的事情から緊急避妊を実施できないケースが出てきかねず、被害者にさらなる精神的負担等を負わせることになりかねない。

そこで、犯罪による負傷等の治療費については、自己負担額ゼロとなるような制度の構築が望まれる（原爆手帳制度などが参考となろう）。

3．居住の安定（基本法第16条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

イ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 児童相談所及び婦人相談所による一時保護の適正な運用に努める【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護

の現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

ウ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保については、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

犯罪被害者等の居住の確保を積極的に推進することには賛成であるが、配偶者等からの暴力（DV）被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切でなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。

【理由】

（1）犯罪被害者等の中には、事件現場が自宅となるケースもあるため、被害を受けると同時に、被害直後から生活の拠点を事実上利用できなくなることが少なくない。

また、自宅が事件現場となることで、自宅に戻ることが精神的に困難となるケースも少なくなく、無理に事件現場の自宅に戻ることによって、精神的被害を悪化する事態を招きかねないのも事実である。

そこで、事件直後の生活の場の確保及び精神的被害の回復のために、居住の安定を確保することは必要不可欠である。

よって、基本計画案所定の施策を積極的に推進すべきと考える。

（2）しかし、DV被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは、次の理由から適切でなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。

2001年10月13日に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有するDV被害者支援の中心的施設と規定され、DV被害者の一時保護業務その他DV被害者支援のための様々な業務を行っている（同法第3条参照）。そして、婦人相談所が行った一時保護の件数は2000年度3、907件であったものが、2003年度には6、447人と年々増加している。加えて人身取引被害者

の一時保護についても婦人相談所が行うこととされたため、婦人相談所が行う一時保護件数は今後さらに増加することが見込まれる。

このように、婦人相談所による一時保護件数は年々増加しているが、婦人相談所の施設自体は一時保護の増加に併せて拡充されているわけではない。そのため、入所者が常に満杯状態といった婦人相談所も存在しており、DV被害者に加え、それ以外の犯罪被害者や人身取引被害者まで一時保護を行う物的な余裕があるとは思われない。婦人相談所は相部屋が多いが、犯罪被害者、DV被害者、人身取引被害者を同室にするわけにもいかないであろうから、なおさら難しいであろう。

また、人身取引被害者の一時保護について、政府は、これも婦人相談所で行うこととしているが、人身取引被害者が性的被害にあっている可能性が強いことや言葉・生活習慣の違い、在留資格の問題等から、専門的ケアの必要性は一層強く、専門的な施設を設ける必要性は大きい。

上記の事情からすれば、現状、婦人相談所で一時保護されているDV被害者に加え、それ以外の犯罪被害者や人身取引被害者まで婦人相談所で一時保護することは適切ではなく、犯罪被害者、人身取引被害者それぞれの一時保護のための専門施設を新たに設けるべきである。

4．雇用の安定（基本法第17条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 事業主等の理解の増進

ア 犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する

(ア) 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

(イ) 公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する相談援助の適正な運用に努める。

【厚生労働省】

(ウ) 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】

(エ) 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。【厚生労働省】

(オ) 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、就業が不可能となることが多いため、犯罪被害を受けた結果、職まで失う事態も発生することは少なくない。

かかる事態を防止するためには、法律上、被害回復までの合理的期間の休暇を保障する必要がある。また、雇用主や同僚の従業員の理解を得ることも極めて重要である。

よって、かかる制度を積極的に導入すべきである。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等
厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

【意見】

賛成であるが、PTSD一般の研修にとどまらず、犯罪被害者に特有の事例に対応した研修を実施すべきである。

【理由】

厚生労働省において専門家研修が1996年度から実施されているが、これは1995年度の阪神淡路大震災を経験し、災害対策として政策が実施されたという沿革がある。今日では、災害と犯罪被害と同じような取り扱いで研修が実施されている。一見すると、災害であろうと犯罪被害であろうと被害に変わりはないので同じように見えるかもしれない。しかし、災害被害では自然が相手であるので被災者には怒りの感情が少ないが、犯罪被害の場合には加害者が存在するので犯罪被害者は加害者への怒りの感情を抱いている。災害対策のための手法では、犯罪被害者のための支援を十分には実施できない。犯罪被害者等基本法の趣旨から、犯罪被害者に特

有の事例に対応した研修を実施すべきである。

また、厚生労働省の研修には専門家研修とあるが、その対象者として臨床心理士や社会福祉士の記載がない。臨床心理士や社会福祉士等が参加しやすくなるように配慮するために、臨床心理士や社会福祉士も対象であることを明記することが望ましい。自分の資格が明記されていないと研修への参加に躊躇を感じるのが実情である。臨床心理士は臨床心理学の知識や技術を用いて犯罪被害者の心理的な問題を取り扱う心の専門家であり、また、社会福祉士は専門知識をもって犯罪被害者の福祉に関する相談に応じる者であるから、犯罪被害者支援のためには必要な職務である。現在、臨床心理士や社会福祉士は犯罪被害者支援にとって重要な役割を担い、また、現在までの犯罪被害者支援シンポジウムにおいて、多くの臨床心理士や社会福祉士が登場している。

(2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。なお、国や地方自治体としては PTSD の法律的側面を解説した文献の発行に協力すべきである。

【理由】

PTSD については医学的な文献は多いが、PTSD について法律的側面を記載した文献は少ない。PTSD の後遺障害の等級についての文献は最近になって発行されたばかりである。医師等や弁護士も最新の文献を知らず PTSD の問題に直面したとき困難な問題となる。国や地方自治体としては PTSD の法律的側面を解説した文献の発行に協力すべきである。

(3) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、支援者となるべき医師等の経済的な側面の安定を図る必要がある。

【理由】

犯罪被害者が十分な支援を受けることができるには、犯罪被害者が安定して治療を受けられるような体制を整備する必要がある。

ただし、犯罪被害者支援は重要な事項であるが、支援者に経済的に無理を強いるようであってはならない。

現在、PTSD の診断及び治療に係る医療保険適用範囲に関しては必要な措置は十分には講じられていない。犯罪被害者へのカウンセリングが診療報酬の対象となりにくいという点が指摘されている。このため、医師等は、犯罪被害者の診療においては苦勞が多い。

また、我が国においては PTSD の治療について保険適用のある薬として承認されている薬はない。このため、犯罪被害者が PTSD の診断及び治療を受けるに際しては、医師が苦勞しつつ懸命に治療を行っているのが現実である。

以上から、PTSD についての診療報酬について早急に必要な措置を講ずる必要が望まれる。

他方、福祉事務所の場合、生活保護を受給している犯罪被害者に対し、診療報酬の基準を厳格過ぎるほど厳格に適用するため、犯罪被害者が十分な支援を受けられないことがある。福祉事務所においては、症例に対し治療費を支出した前例がない場合には、治療費を支出しないことが多く、犯罪被害者が十分な治療を受けることができなくなるので、このような対応は改善されるべきである。

(4) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

救命救急センターに精神科医を常駐させること等は、マスコミでも報道されており一般市民にとってわかりやすくなってきている。救急医療に連動した精神的ケアについての整備がなされつつあることは事実である。

ただ、犯罪被害者としては、同じスタッフに継続的に支援してもらいたいという要望がある。いくら優秀な専門家でも、初対面の場合、犯罪被害者は緊張するものである。犯罪被害者が救急医療機関から他の医療機関に転院した場合など、転院前の病院のスタッフが継続して犯罪被害者を支援することが望ましい。現に犯罪被害者が転院した場合、スタッフが転院先

の病院で犯罪被害者を継続的に支援した事例もあり、このような制度の検討も必要である。

(5) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、障害者自立支援法（平成17年8月2日現在未成立）や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等により、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

高次脳機能障害への理解が進んできたが、まだ完全ではない。犯罪被害者は一般人であり、一般人にとって、高次脳機能障害についての知識がない。高次脳機能障害については専門の医療機関が、どこにあるかを国民に周知徹底する必要がある。現在では、脳神経外科病院等の電話帳広告も増えて来ており、高次脳機能障害への治療が受けやすくなってきたのは事実であるが、どの病院に行けば高次脳機能障害についての治療を受けることができるかについては十分に周知されていない。

(6) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【厚生労働省】

イ 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方について十分に検討する。

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

高額療養費については、いったん犯罪被害者が医療機関に支払った後、限度額を超える部分について保険機関から支払を受ける制度である。このため、犯罪被害者としては、自己負担分を全額支払う必要がある。しかし、このような複雑な制度を変えて最初から自己負担分だけを支払う方法も検討されるべきである。

また、犯支給法において、重傷病給付金は、健康保険負担分を3か月だ

け支給するものであり、不十分である。2004年中における犯罪被害者給付制度の運用状況について、148人の被害者に支給があり、被害者1人あたりの平均支給額は約17万円である（警察庁の統計）。これは、理論上、健康保険制度で、一般の所得の場合、1かヶ月7万2300円を超える自己負担分は高額療養費の制度で援助があるが、この7万2300円の3か月である自己負担分21万6900円が犯給法からの支給となる趣旨の影響である。結果的に犯罪被害者支援としては、不十分と言わざるを得ない。

このため、犯給法の大幅な改善が要求されており、今後医療費の無料化（犯罪被害者等の医療費を公費で負担すること）を含めて検討されるべきである。

(7) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。

【理由】

まず、骨子で使用される言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。前記(7)では「思春期」とあり、後記(8)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。

骨子は国民向けの文書であり、分かりやすい表現が求められる。この意味で、「思春期」とは何を意味するのか、「少年被害者」とは何を意味するかを明確に記載するべきである。

また、(7)中の「思春期精神保健」とは、主に15歳前後から20歳前後の未成年者を対象とする精神保健の意味に使用されている場合が多いので、この意味であろうが、明確に記載すべきである。

(8) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また

十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。

【理由】

ここでも、骨子で使用される言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。前記(7)では「思春期」とあり、(8)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなつていくような表現をするべきである。

また、児童精神科等専門家の養成といっても、医療法第70条第1項及び医療法施行令第5条の11においては、この分野に関して、「精神科」「小児科」が標ぼうできると定められている。犯罪被害者の多くは医学知識がない一般人であり、一般人からみて、児童精神科医による診察を受けるには、精神科に行けばいいのか、小児科に行けばいいのか判断に迷うこととなる。国は、「児童精神科」についての法令の整備を早急を実施する必要がある。

さらに、骨子では、「児童精神科医」の養成とあるが、少年被害者の場合、小児科において治療を受ける場合が多い。少年の場合は、かかりつけ医師は小児科医である場合が多く、かかりつけ医師には相談しやすい。国は、精神科医と小児科医が連携して犯罪被害者支援に対応できるような環境を整備する必要がある。

(9) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施
厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。

【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

性暴力の被害者は、まことに痛ましく犯罪被害者支援者にとって、力のなさを痛感させられることが多い。国としては、あらゆる政策の分野で性暴力被害者の支援に当たるべきである。

たとえば、性暴力の被害者にとっては、事件の後のケアを十分に受ける必要がある。そのためには、職場や学校を相当期間休み、心身の回復を図る必要がある。被害者が仕事を休むことにより職場での昇進などで不利益

を被らないように労働者としての権利を擁護する配慮が必要である。厚生労働省は医療だけではなく、労働者としての権利を擁護する配慮をしなければならない。この点については基本法第17条に関しての骨子でも記載があるが、不十分な検討であってはならない。

また、被害者が児童生徒である場合には、学校の授業における配慮が必要であり、文部科学省も性暴力被害者支援の方策を検討すべきである。

(10) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

【意見】

賛成である。

【理由】

大学の医学教育については文部科学省の管轄であり、医師国家試験は厚生労働省の管轄である。医学教育は、文部科学省と厚生労働省の連携が必要である。

また、医学部の専門課程では、臨床科目が多く犯罪被害者支援のための臨床科目を教える時間がないのが実情であるが、犯罪被害者支援のための専門的な研修を実施する必要がある。

他方、教養課程において犯罪被害者支援のためのボランティア活動などを単位に代える方法も模索されてもいい。ただ、大学の自治を侵害しないように配慮しなければならない。

(11) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。【文部科学省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者支援において臨床心理士の果たす役割が大きい。実際の事件でも臨床心理士が積極的に犯罪被害者支援活動に従事している。

臨床心理士は、弁護士と同じ民間の立場から犯罪被害者支援に従事する立場であり、弁護士のよきパートナーである。

よって、上記施策を積極的に実施すべきである。

(12) 犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者の置かれた状況を踏まえ、捜査裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等については、これまでの医学教育、保健教育、福祉教育のなかでは、ほとんど実施されていない。そのため、全国の保健、医療、福祉の業務を担当するスタッフは、基本法の理念に適った活動ができるか自信をなくしていないか心配である。

早急に保健、医療、福祉の業務を担当するスタッフに対し、弁護士が捜査や裁判等についての研修会を開催することが現実的である。そのため、財政的援助を国に希望するものである。

(13) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】

【意見】

賛成である。なお、検察官において犯罪被害者支援のために精通する研修の実施においては、弁護士との協力関係を構築し、犯罪被害者支援に精通した弁護士を研修に招く等の措置を取るべきである。

(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

【意見】

賛成である。

【理由】

法科大学院においては、刑事裁判、民事裁判の手續に関する授業は多いが、犯罪被害者支援のための授業は少ない。法科大学院における犯罪被害者支援のための授業を実施するとともに、学生が犯罪被害者支援のボランティア活動に従事すれば、それを単位として認める等の制度が導入できないか検討を開始すべきである。

(15) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正（平成16年12月3日法律第153号）に伴い、次の施策を実施する。

ア 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。

【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等は重要な施策である。

ただし、児童相談所は、現状でも児童虐待への対応に追われており、人員不足のために対応が遅れ、被虐待児が死亡に至るケースが多いことや、一時保護所の不足、狭量さから親子分離が遅れ被害が拡大するケースが多いことが指摘されている。したがって、夜間・休日対応を充実させるためには、抜本的な人的物的基盤の拡充が必要である。

(16) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。

【文部科学省・厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、少年被害者の場合、学校関係者が加害者である場合や学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。

【理由】

少年被害者といっても学校内の事件の場合、学校の管理上の過失から事件が発生したと認定される場合もある。

このような場合は、犯罪被害者は学校を加害者として認識し、学校を訴えることがあり、学校が被害者を援助するとしても、被害者が学校に支援を希望するとは限らないので、学校も、学校が管理責任を追及される立場になると思われる場合には、弁護士会に被害者支援の協力を要請すべきである。

また、少年被害者の中には、学校という日常の場において自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる（たとえば、性犯罪の被害者）。学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関の連携は、この点を踏まえ、あくまでも当該犯罪被害の性質や当該少年被害者のニーズを十分勘案して為されるべきである。

- (17) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】
イ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容の一層の充実を図る。
【文部科学省】

【意見】

賛成である。ただし、スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきであり、また、学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。

【理由】

スクールカウンセラーの多くは、臨床心理士であり、臨床心理士は犯罪についての知識がない。スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきである。その際、刑事、民事に精通する弁護士がスクールカウンセラーの研修を担当するのが最適である。

また、少年被害者の中には、学校という日常の場において自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる（たとえば、性犯罪の被害者）。学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関の連携は、この点

を踏まえ、あくまでも当該犯罪被害の性質や当該少年被害者のニーズを十分勘案して為されるべきである。

(18) 被害少年にかかる精神的打撃軽減のための継続的支援の推進
警察において、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

【意見】

上記施策が果たして警察の任務であるのかとの疑念が残るが、被害少年に対する支援が過度に警察主導とならぬよう留意する必要がある。

【理由】

警察はカウンセリングの専門家ではない。専門的なカウンセリングを必要とするときは、専門家に任せるべきである。支援者が、スーパーヴァイズを受けない状態でのカウンセリングは、犯罪被害者に深刻な二次被害をもたらす。

また、警察による捜査の端緒となつてはならないのであって、警察が事件を探するために相談を実施することは防止する必要がある。

(19) 里親制度の充実
厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。

【理由】

実親からの養育を受けることのできない子供に対し、里親のもとで養育してもらう制度は、大切である。しかし、発達心理学の立場から子供が、里親に愛着を感じるようになるまでには、相当程度の時間を要する。里親制度において、子供と里親との愛着が形成されず、愛着に障害がある場合には、子供の発達に問題を生じることとなる。

里親制度は、理想は素晴らしいが現実には厳しいことを前提に、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。また、里親の認定等については厚生労働省の省令で定められているが、民主的基盤のある法律で定める方が望ましい。

(20) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知
厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。

(21) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知
厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知するとともに、関係機関において、当該情報を共有し適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

前述（20頁）のとおり、医療機関に勤務する医療スタッフは、医学教育は受けているが、犯罪についての教育は受けていない。医療機関に情報を周知しても、情報の提供方法に戸惑いを感じると思われる。弁護士と協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。

(22) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い
厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護法に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。前述（20頁）のとおり、弁護士と協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 加害者に関する情報提供の拡充
ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行

い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】

【意見】

加害者に関する情報の関係機関からの警察への提供は、既に実施されており、再被害の防止のために、このような措置が必要な事案があることは否定しないが、このような措置により、警察に加害者のプライバシーに関わる情報が集中することで、加害者のプライバシーを侵害されたり、加害者が警察などの監視下に置かれ、更生保護の趣旨に反する事態となる危険がある。

そもそも行刑施設などが警察に対して、受刑終了者の帰住予定の住所に関する情報を提供することについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項で禁止されている「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供」することに該当する。したがって、同条第2項に定める禁止除外事由である「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定に鑑みれば、警察への情報提供は、加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測されるような客観的状況がある場合に、警察による再被害の防止という行政目的を達するに必要な限度で行われるべきである。

また、その際には、行政上の運用ではなく、法律の規定を整備すべきである。

イ 法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

(1) 加害者の出所情報の被害者への通知については、既に2001年3月に「被害者等に対する出所情報の通知制度」が設けられ、満期出所の予定時期(年月)と実際に釈放された後に釈放された年月日を通知することとされ、年間1000件をこえる通知件数がある。したがって、仮出所の場合の出所予定日は被害者には事前に通知されることは

ない。

また、2001年10月からは、再被害防止のための出所情報通知制度が設けられ、検察官や警察から被害者に対して受刑者の釈放予定に関する通知を行う制度を導入しており、この場合は、再被害防止のために必要である場合は、仮出所の場合の出所予定日についても、事前に被害者に通知される場合がある。また、帰住先については、被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合に、帰住先が被害者等の住居地と同一都道府県内の場合は市区町村名（ただし、必要不可欠な場合は、町字名）まで、帰住先が異なる都道府県の場合は都道府県名までが通知されるという内容となっている。

- (2) 帰住先については、受刑終了者のプライバシーに関する情報であり、行刑施設から一定の行政目的で情報の提供を受けた検察官や警察が、その保有する個人情報、他人に対して情報提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項で禁止されている。

同法第8条第2項に定める禁止除外事由と認められている「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定は公の機関に関するものと解されるので、犯罪被害者という個人への情報提供は、同例外規定の適用の余地もなく、現行の情報提供の運用は、その法的根拠に疑問がある。加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測される客観的状況がある場合や被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合など再被害の防止のために必要な限度で、被害者への情報提供を容認するにしても、別の法律の規定を整備することが必要である。

- (3) 加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされることが可能となる措置が必要である。
- (4) 骨子は「更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できる」よ

う検討するとするが、加害者の更生保護を主たる任務とされてきた保護司に、被害者保護の役割を兼務させることは、犯罪被害者にとっても信頼がおけないし、また保護司の本来の任務も曖昧にするおそれがあり、適当でない。民間人に依拠することなく、行政機関が責任をもって行える体制を整備すべきである。

ウ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

【意見】

奈良県で発生した女兒誘拐殺人事件を契機に、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止の必要性が大きく叫ばれるようになったが、再犯防止の措置は、その対象者の人権を侵害する危険があり、慎重な検討が必要である。

ところで、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、警察が法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める制度については、本年5月19日付「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」と題する通達により、実施に移されている。

その措置の実施方法は、以下のとおりである。

子ども対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録する者を「再犯防止措置対象者」とする。

警察庁は、法務省から子ども対象・暴力的性犯罪の出所者に関する情報の提供を受けたときは、その者を再犯防止措置対象者として登録し、出所後の帰住予定先を管轄する警察本部長に通知する。

通知を受けた警察本部長は、再犯防止措置対象者の帰住予定先を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署に指定する。

再犯防止措置実施警察署に指定された警察署の署長は、警部以上の階級にある者から再犯防止担当官を指定する。

再犯防止に向けた措置として、警察本部長が指定する本部再犯防止措置担当課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止に向けた措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止に向けた措置の実施について、再犯防止措置実施警察署長を指導し、再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに再犯防止に向けた措置を実

施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止に向けた措置の実施に当たり、再犯防止担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たることとする。

再犯防止に向けた措置の実施として、再犯防止措置実施警察署長は、出所予定日以後に、再犯防止措置対象者が帰住予定先に居住しているかどうかを確認するとともに、同対象者が継続して帰住予定先に居住しているかどうかを定期的に確認する。

警察本部長は、子どもに対するつきまとい、声かけその他犯罪の前兆ともみられる事案についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子どもに対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合においては、再犯防止担当部門と捜査担当部門との情報の共有等の緊密な連携に配慮し、迅速な対応を図る。

再犯防止措置対象者が仮出獄を許されている場合には、本部再犯防止措置担当課長は、再犯防止措置対象者の保護観察を司る保護観察所との緊密な連絡に努める。

再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合で、転居先が判明している場合には、再犯防止措置実施警察署長は、警察本部長に転居先を報告し、転居先が他の都道府県であるときは、報告を受けた警察本部長は、警察庁及び当該転居先都道府県の警察本部長に対し、その旨を通知し、所在確認によって、再犯防止措置対象者が帰住予定地に居住していないことが確認された場合には、再犯防止措置実施警察署長は警察本部長にその旨を報告し、報告を受けた警察本部長は警察庁に対し、その旨を通知し、警察庁は、各都道府県警察本部長に対し、所在不明の再犯防止措置対象者に係る情報の収集を指示する。

警察本部長は、再犯防止対象者の過去の犯罪経歴や手口、出所後の言動その他の状況から、再犯のおそれが低いと判断するときは、警察庁に対し、再犯防止措置対象者の登録の解除を求め、警察庁は特段の事情のない限り、その登録を解除する。

以上の内容からすると、法務省から情報提供されて警察庁が登録した再犯防止措置対象者は、居住状況を定期的に確認されるなど常時警察の監視下に置かれるとともに（定期的な確認は実際には生活安全課等に所属する末端の警察官が担当することが予想される）、多くの部署がその監視を担当し、所在不明になった場合には、全国の都道府県の警察本部長に、その者の情報の収集が指示されるなど、警察内部において、再犯防止措置対象

者に関する情報が広く共有されることが予定されている。

その結果、再犯防止措置対象者は、刑を受け終えた者であっても、登録が解除されるまでの間、警察による監視を受け続け、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合には、その犯人ではないかと疑われるなどの不利益を受け続け、その人権が侵害される危険がある。これは、刑を受け終えた者に対して新たな負担を課すものであり、このような不利益を甘受することを強制し、その人権を制約するには、明確な法律の根拠なくしては容認できないものである。また、警察により一方的に再犯防止措置対象者として登録された者からの不服申立手続も整備されていない。

したがって、法律の根拠なくして、子ども対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録する者を「再犯防止措置対象者」として監視する現在の運用については、容認できない。

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

【意見】

刑事訴訟法第299条の2で規定された、取調べ請求する証人の供述調書を読覧させる場合において証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度の運用においては、検察官の意識の向上とともに、何よりも被害者が自らをサポートしてくれる弁護士を選任することを公的に援助する制度をつくり、その弁護士などからの検察官への働きかけにより、制度の利用が促進されることになるので、この点からも公的弁護士支援制度の創設には前向きに取り組むべきである。

なお、現実の運用においては、検察官から開示された供述調書から被害者の住所の記載が抹消されていることもあり、弁護人が、示談すべき被害者の住所等が分からず、十分な弁護が行えないなどの事態も発生しているので、その運用についても改善すべき事項がある。

イ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名

等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

(1) 公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度について

骨子は、犯罪被害者等に関する情報の保護として、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度の検討を行うとしている。

性犯罪等の被害者について、そのプライバシー保護という観点から、そのような措置が必要な事案があり、その被害者の願いは切実である。他方、被告人は、公開裁判を受ける権利を有しており（憲法第37条第1項、第82条）そのため検察官は起訴状を朗読することが義務づけられている（刑事訴訟法第291条第1項）。刑事裁判を公開する趣旨は、裁判を市民の監視下に置くことによって、密室裁判の危険性を排除し、公正な裁判を担保することにあるが、そのためには関係者の氏名は重要な要素である。そうだとすれば、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととする法制度を設けることは、被告人の前記権利を侵害する虞がある（なお、被害者の氏名等を朗読することが、直ちに「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」（憲法第82条第2項）に結びつくとは考え難い）。

現在は、裁判所の訴訟指揮権としてなされており、実務上支障が生じているとも思われず、従来どおり、被告人や弁護人の意見も聞いたうえで、裁判所の訴訟指揮により個別ケースに応じた運用として行うことが適切であり、これを一般化するための法的な制度整備については慎重な検討が必要である。

(2) 検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入について

既に規定のある刑事訴訟法第299条の2は、取調べ請求する証人の供述調書に記載された証人の住居等に関するものであるが、この提案は、被害者の氏名等に関するものである。

しかし、どのような場合に被害者の氏名等が関係者に知られないようにすべきかについては、犯罪の罪種や犯罪類型によって定型的に判断することはできず、個別の事情によって判断すべきであるから、制

度化することにはなじまないと考えられる。

しかも、この制度は、実際には、検察官から弁護人に対して求められる可能性が高く、しかも、それが制度化されるとしたら違反した場合の制裁を設けることが予想される。既に、検察官から開示された証拠に関して、弁護人の管理及び使用について制裁として罰則が設けられており、これ以上、弁護人に対して制裁が設けられることになれば、弁護人の職務の遂行に対する不当な制約になるおそれがある。

よって、慎重な検討が必要である。

ウ 総務省において、住民基本台帳の閲覧等については、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。【総務省】

【意見】

住民基本台帳の閲覧のあり方の検討においては、犯罪被害者等のプライバシーの保護を最も重要な要素の一つとして位置づけるべきである。

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】

【意見】

警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば、反対する。

【理由】

犯罪被害者等に関する情報の保護として、警察による犯罪被害者等の匿名発表を容認するかの如き表現が見られる。

しかし、匿名発表が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、取材や報道に支障を来す虞がある。

確かに、犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は理解し得ないではない。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり、犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし、犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアが自らの責

任において自主的・自律的に決定すべき事柄であって（この点は、今後、マスメディアにおいて真剣な検討を行う必要がある）、警察の一方的な判断で匿名発表を行うことは、報道機関の取材・報道の自由や市民の知る権利という観点に照らして是認できない。

(3) 一時保護所の環境改善

厚生労働省において、児童相談所、婦人相談所による一時保護の適正な運用に努めるとともに、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。なお、一時保護所において、犯罪被害者が医学的、心理的に援助を受けられるようにする必要がある。

【理由】

当連合会は、1998年9月18日の人権擁護大会で、「妻への暴力、子どもへの虐待をなくすための対策を求める決議」を採択した。その内容は、国及び地方公共団体は、妻への暴力、子どもへの虐待について、その実態調査を実施し、広く国民にこれが人権侵害であることの意識喚起を図ること、国及び地方公共団体は、緊急暫定措置として、婦人相談所や母子生活支援施設での一時保護制度の対象者の範囲を広げ、被害者たる妻や子どもの安全確保に努めるとともに、民間各種シェルターの公的援助を実施すること、国及び地方公共団体は、被害者たる妻や子どもの救出を容易にし、ケアするための制度（緊急一時避難所—公的シェルターの設置など）、妻への自立援助対策、父母への再教育を可能にする制度を整備することである。

そして、当連合会は、2004年11月19日、「人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に対する提言」という意見書を公表した。この意見書では、日本政府は、国際組織犯罪防止条約を補足する人身取引防止議定書の批准のための対策を検討しているが、その内容は、被害者保護・支援等に関する対策は現行法の枠内での運用・裁量で対処するというものであるから、被害者・保護支援及び被害防止等に関する対策は、法律で定め、かつ政府の責任を明らかにすべきであると指摘した上で、被害者の保護支援につき、人身取引被害者の保護支援を行う人身取引被害者支援センター（仮称）を設置し、国は十分な人的・物的・財政的資源を投入すること、センターに被害者支援専門官（仮称）を置くこと、認定された「被害者」はすべての保護支援策の対象となること、センターは、NGOと協働して、シェルターの設置、医学的・心理的・物的援助、雇用・教育・訓

練の機会提供等の手続きの援助等を行うこと、これらに要する費用はすべて国が負担すること等を提言している。

(4) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び施策の実施

児童虐待、配偶者等からの暴力（DV）、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

前記の当連合会の人権擁護大会の決議や意見書の趣旨は、被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設についても妥当する。一般の犯罪被害者を人身取引の被害者と区別して取り扱う根拠はない。したがって、犯罪被害者を保護するシェルターを設置し、そこで、犯罪被害者が医学的・心理的・物的援助、雇用・教育・訓練の機会提供等の手続きの援助を受けられるようにしなければならない。そして、これらに要する費用は、財政状況を考慮しながら可能な範囲において、国が負担すること等を提言する。

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある被害者等を「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

【意見】

賛成である。ただし、警察が被害者に対して「再被害防止対象者」に一方的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。

(6) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。【警察庁】

【意見】

賛成である。ただし、暴力団から危害を受けるおそれのある者の指定についての手続の透明性の確保が重要である。

なお、警察が、被害者に対して「再被害防止対象者」に一方向的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。

(7) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 配偶者等からの暴力（DV）被害者、人身取引被害者、虐待を受けている児童等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。【警察庁・厚生労働省】

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。

【警察庁・文部科学省】

【意見】

イのうち、「警察と学校等関係機関の通報連絡体制」及び「加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実」に関しては、次のような問題がある（2005年7月14日付日弁連「『少年非行防止法制の在り方について（提言）』に対する意見」）。

(1) 「警察と学校等関係機関の通報連絡体制」とは、「学校警察連絡会学校警察連絡協議会」、「少年サポートチーム」、「少年サポートネットワーク」、あるいは昨年12月に警察庁「少年非行防止法制に関する研究会」が発表した「少年非行防止法制の在り方について（提言）」において提言されている「地域少年非行防止協議会」などを指すと思われる。これらの体制では、特定非行少年や家族に関する情報の共有が現に行われ、あるいは想定（提言の場合）されている。被害者施策にこの体制を用いるということは、特定被害少年や家族に関する情報の共有も行われるということの意味する。しかし、ここで体制を構成している教育、福祉、警察等の各機関は、各々少年との関わり方について独自の理念に基づいて活動しており、その独自の理念の中で少年も自己の情報を開示するのである。たとえば、被害少年が学校の教師との信頼関係に基づいて打ち明けた被害情報が、被害少年の知らないうちに警察に連絡されたとなれば、教師との信頼関係が損なわれるおそれがあるし、逆に被害少年の承諾なくして情報が伝達されるおそれがあると知れば、安心して教師に打ち明けることもできなくなる。ことに少年事件の場合、自分より上の立場にある少年に恐喝されて、やむなく自

- 分より下の立場にある少年を恐喝するといった例に見られるように、犯罪被害と自己の非行とが密接に結びついている場合も多い。被害情報を打ち明けた結果、逆に非行少年として検挙されるような事態が起きれば、なおさらその信頼関係破壊は著しいと言わなければならない。
- (2) 現存する「少年サポートチーム」や「少年サポートネットワーク」の大部分は、事務局を警察に設置しており、その目的は非行対策ないしは非行防止にあるから、ここで「再被害防止」と言っているのは、主として加害少年を補導したり逮捕したりすることを意味すると考えられる。加害少年の情報についても、安易な伝達が構成機関と少年との信頼関係を損なうことは被害少年と同じであるが、さらに、例えば警察から高校への連絡により少年が退学処分されるなど、少年の立ち直りを阻害する例も見られる。したがって、自傷他害の虞れがある場合等少年の保護の要請が強い場合を除き、安易な情報の共有はすべきでない。
 - (3) 再被害防止のために「加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実」が強調されているが、これが、当該被害者に対する加害行為について、既に加害少年が家庭裁判所の処分等を受けた後にも、再度被害者に対して加害行為に及ばないように加害少年本人や保護者を指導するという意味であるとすれば、問題である。警察がこれを行うことは、再被害防止の名の下に警察が非行歴ある少年を、非行歴があるという理由のみで監視したり指導したりする権限を持つことにつながりかねず、警察の権限を不当に拡大するとともに少年の立ち直りを阻害するおそれがあるからである。保護者への指導に至っては、家庭裁判所ですら、少年法第25条の2の新設(1999年)により、はじめて保護者に対する指導等の措置をする権限を法定されたのであって、警察にその権限はない。また、学校が加害少年の立ち直りのために加害少年を教育・指導すべきは当然であるが、学校と言えども直接保護者を『指導』する権限はない。学校は、一方的な価値観に基づいて保護者を『指導』するのではなく、加害少年の立ち直りに向けて、保護者と協力しあい、保護者が抱えている問題について支援の手を差し伸べるべきである。

- (8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等
- ア 警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】
 - イ 文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のた

めの体制の整備に努める。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。【文部科学省】

【意見】

当連合会は、2003年5月30日、児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書「児童虐待防止法等の見直しにあたって」を公表した。

その内容は、子どもの人権の保障の重要性の再確認、児童相談所の権限の整備拡充と司法関与の整備、親への働きかけのための柔軟な親権制限制度の導入と司法関与の整備となっている。

具体的には、児童虐待防止法第6条の「児童虐待を受けた児童」を「児童虐待を受けているおそれのある児童」に改めること、誤認通告の場合の免責規定を新設すること、法律を改正して裁判所の許可を持って解錠を含む強制力を持って立ち入りを許可する制度を設けるべきであること等の提言である。2004年4月14日の児童虐待防止法改正で、この意見書の影響で、児童虐待防止法第6条が「児童虐待を受けたと思われる」と改正がなされる等の措置があったが、この意見書の趣旨全部が生かされていない。当連合会の意見書に合致する法令の整備が急がれる。

(9) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を引き続き行っていく。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

2004年2月27日づけ厚生労働省「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」によると、児童虐待防止法施行から2003年6月末日までに、厚生労働省が把握している125件(127人死亡)の虐待死亡事例について、被虐待児の年齢構成は、0歳児38%、次いで1歳児16%であった。就学前の6歳未満児で約9割を占める。さらに、0歳児のうち、月齢4ヶ月未満児が5割であった。乳幼児についての支援体制の整備が急がれる。

また、厚生労働省「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」では、第1次報告のなかで、第1回目の検証としては、2003年7月1日から同年12月末日までの児童虐待による死亡事例として厚生労働省が

把握している24件(25人死亡)について、検証の対象とした。この報告は、有益な部分もあるが、検証事例が24例と少ないこともあるし、また、この報告が指摘するとおり、専門家等の第三者による関与等が必要であり、検証の公表も必要である。

当連合会は、先のとおり2003年5月30日、児童虐待防止法に誤認通告の場合の免責規定を新設、親権の一時もしくは一部の停止、親族が自己を監護者に指定するように申し立てる制度を設けるべきである等と提言している。児童虐待の防止策として、当連合会の提言が実行されるべきである。

(10) 児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進
厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

医療施設において、多くの医療スタッフは、児童虐待、DVなどの法的側面についての知識が少なく、児童虐待やDVに直面した場合、判断に迷うこともあり、法的な手続に関係することを避けることにならないか検討する必要がある。医学教育の中で、児童虐待、DVの発見そして、法的側面についての視点を盛り込むべきである。

(11) 再被害の防止に資する教育の実施等
ア 法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資するものとする。【法務省】
イ 文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。【文部科学省】
ウ 文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。【文部科学省】

【意見】

矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」は、現在までのところ、一般的な犯罪被害者の実情や心情について学ばせたり、ロールレタリングなどを通じて、加害者に自分が被害を与えた被害者の心情

等を想像させたりするに止まっており、特定の加害者とその者が被害を与えた特定の被害者との接点を持たせるには至っていない。

しかし、個々の加害者の反省の度合いが一定程度高まっており、被害者本人にも加害者との接点を持つニーズがある場合には、欧米で広く実施されている修復的司法を取り入れるなどして、加害者が被害者に手紙を書く、被害者からの手紙を加害者に読ませる、十分な準備のもとに加害者と被害者の関係調整をはかる等、加害者に対して、より一層被害の実情や被害者の心情を直視させる教育がなされるべきである。

当連合会は、2000年3月に公表した意見書「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に対する規定」の中で、「被害者と少年及びそれぞれの親族等の協議を通じ、被害者が当該非行による被害を回復し、少年の被害者に対する自覚を深める」ことを目的とする『少年事件協議』の構想を提案しており、これに適合する事案においては、少年矯正施設のみならず、家庭裁判所の試験観察中、保護観察中など、あらゆる少年事件手続の中でこのような協議が行われるべきである。

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(基本法第19条関係)

[今後講じていく施策]

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深める

とともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためセミナーの実施、検察官（検事）に市民感覚を学ばせるため公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

オ 厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。【厚生労働省】

カ 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための指導を実施していく。【厚生労働省】

キ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚生労働省】

【意見】

第一に、職員に対する研修の充実については、国や地方自治体の人事システムまでを含む大胆な犯罪被害者支援システムの構築が必要である。

現在の地方自治体の人事では、法学部や経済学部を卒業した人が職員として採用され、税務、総務、福祉など様々は分野に配置される。税務職員として勤務していた職員が福祉職員として勤務することとなり、犯罪被害者の心理について、まったく把握していない状態で福祉職員として犯罪被害者と接することとなる。これが、犯罪被害者に対する二次被害を発生させる。地方自治体では、福祉専門職としての採用を増加させる必要がある。

検察庁においても、福祉専門職を設置し、福祉、心理関係の大学を卒業した専門職を採用すべきである。

検察庁でも、検事が全国の犯罪被害者支援団体における研修を受けることができる制度を設けるべきである。

厚生労働省は、1996年から対策を実施しているが、これは、1995年の阪神淡路大震災を受けて災害被災者支援として行っているものである。これによる研修は災害被災者支援を目的としており、犯罪被害者支援に対応しているか、検討されるべきである。

第二に、警察における研修、検察官・検察事務官に対する研修については言及されているが、裁判官に対する研修も必要であると思われる。特に、女性や児童が被害者となる犯罪（性犯罪、DV、児童虐待等）に関しては、犯罪被害者に対する理解が不十分と思われる裁判官が少なくない。

第三に、職員等に対する研修項目として、「性犯罪被害」及び「DV」を加えるべきである。犯罪被害者支援の中でも、性犯罪被害者への支援、DV被害者への支援については、二次被害の防止等の見地から特別な配慮が必要な点も多い。したがって、一般的な犯罪被害者支援等の研修に加えて「性犯罪被害」「DV」についての研修を実施することを明示すべきである。

第四に、犯罪被害者一般に関する研修のみならず、児童・少年である被害者に特有の問題を特化して研修すべきである。ことに性的搾取・性的虐待の被害児童・少年については、被虐待者としての心的外傷があることを理解されないまま捜査の対象とされ、トラウマによって記憶の隠蔽、混乱があることに理解を得られないまま、供述の一貫性のなさを追及されるなどして二次被害を受けている実情にあることが、十分研修されなければならない（2003年5月日弁連「子どもの権利条約に基づく第2回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」）。

第五に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」の被害者、ことに買春の相手方となった子どもは、大人の性的搾取の被害者であるにもかかわらず、売春防止法第5条を適用され、犯罪者として扱われる例があとを絶たない。研修においては、別の理由から、被害児童の保護のために、ぐ犯少年として扱う必要がある場合を除き、買春の被害者を非行少年として扱ってはならないことが周知徹底されるべきである（2003年2月21日付日弁連「『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』見直しに関する意見書」）。

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。【警察庁】

【意見】

賛成である。ただし、女性警察官といっても、研修を受けていない場合、犯罪被害者に対し二次被害を発生させる可能性がある。犯罪被害者支援には、専門的な研修を受けた女性警察官を配置すべきである。

(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用

法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。【法務省】

【意見】

ビデオリンク方式による証人尋問や証人の遮蔽措置の運用については、被害者側からは、「本来必要な事件に遮蔽等の措置が取られずに、被害者が証言する際に、被害者が被告人から暴行を受ける事件も発生している。」との声もあるが、他方、証人の遮蔽やビデオリンク方式による証人尋問が、被告人、弁護人の異議にも関わらず、かなり広く行われているという実態がある。

証人として出廷することを求められる被害者としては幅広く適用を求めることは当然であるし、他方、防御権を主張する被告人、弁護人としては、その無制限な利用については防御権の侵害を受けていると考えて、その適用が広範にならないことを求めており、ここには利益の衝突がある。

刑事訴訟法第157条の3は「裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第1項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき」に証人の遮蔽措置をとることを認めており、ビデオリンク方式による尋問を定めた第157条の4は、性犯罪被害者などのほか、「前2号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者」についてもビデオリンク方式による尋問を認めている。

遮蔽やビデオリンクの適用の有無は、この「圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれ」の解釈の問題であるところ、ビデオリンク方式による証人尋問等は被告人の防御権や弁護人の弁護権を制限する措置であるので、その措置が無用に拡大することのないように配慮すべきである。

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入
民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出しその結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

賛成である。民事訴訟でのビデオリンクも検討するのが妥当である。

なお、民事訴訟では、当事者の氏名は裁判所に掲示されるが、これは、性犯罪の被害者を保護することとはならない。被害者保護のための法令整備の検討が望まれる。

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善
警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

【意見】

賛成である。なお、全国各地の警察に、これらの施設が存在するのかと検証する必要がある。

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置
法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。【法務省】

【意見】

賛成である。専用待合室の設置は当然である。

なお、検察庁での事情聴取では、被告人の座る座席も、被害者の座る座席も同じである。これは別の座席とする配慮も必要である。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力
法務省において、平成16年の検察審査会法改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適

正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。【法務省】

【意見】

検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度は、訴追裁量権の行使に対して、犯罪被害者の申立に基づき、市民による判断を尊重する点で民主的統制の強化であるが、犯罪被害者等の支援の観点からも望ましい施策と評価できる。

(2) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

当連合会は、犯罪被害者等の刑事手続への関与に関し、別紙意見書を取りまとめ、その中で次の見解を示した。

- 「(1) 検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設すべきである。また、被害者等が、この制度による質問ないし意見表明を的確に行うための手続として、公判前に、必要な証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。
- (2) 被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度は、導入すべきではない。」

その理由は、別紙意見書記載のとおりである。

骨子は、「公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行う」としているが、上記のとおり、当連合会は、被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度の導入には消極であるので、その検討がかかる制度の導入を前提とするものであれば、骨子に反対である。

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施
法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(再掲・第12条関係)

【意見】

当連合会は、検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度の新設を提案しているところ、その制度の実効性確保の視点からも、公判記録の閲覧謄写の範囲の拡充は必要である。

ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように検討されるべきである。

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施
法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するように努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

犯罪被害者等の傍聴の機会が確保されたとしても、法廷において検察官が朗読・告知する内容について書面が交付されていないならば、現実的には訴訟の進行状況を把握することは困難である。

この点については、公判記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されれば解決可能とも思われる。しかし、刑事裁判の内容について知ることを希望する犯罪被害者等にとっては、検察官が法廷において主張する内容を正確に知りたいという希望も強く、その一つの手法として、冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付を、後日ではなく、検察官の訴訟行為と同じ時に配布を受けることは必要にして十分な援助となる。

また、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大については、関係者のプライバシーの保護等、実現に当たって検討すべき課題も少なくないが、冒頭陳述等の内容を記載した書面については、現在も関係者のプライバシーを害しない範囲で報道機関等に対して交付が行われている状況にあり、

これを犯罪被害者等に対しても拡大することは必ずしも困難ではない。

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付は、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大に先んじて実現されるべき施策である。

(5) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。【法務省】

イ 法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が裁判の進行状況を十分に把握し、刑事裁判へ適切に関与していくためには、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分に図られることが不可欠である。犯罪被害者等が検察官とのコミュニケーションが取れないままでは、参加の機会を拡充するという基本法の趣旨が没却されることとなってしまう。

犯罪被害者等と検察官とのコミュニケーションの充実は、単に被害状況の的確な立証のためにとどまらず、犯罪被害者等の参加の機会の拡充にとって欠くべからざる施策というべきである。

(6) 国民にわかりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民にわかりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

前述（４４頁）のとおり、犯罪被害者等に対していかに傍聴の機会の確保が図られたとしても、検察官の訴訟活動が過度にわかりにくいものであれば、傍聴を通じて訴訟の進行状況を確認するという目的は実現されない。

また、刑事裁判は犯罪被害者等のみならず国民一般の重大な関心事で

もあることから、検察官において国民にわかりやすい訴訟活動が行われるべきことは当然の要請である。

(7) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

公費による被害者支援弁護士制度については、積極的に導入する方向で検討すべきである。

【理由】

公費による被害者支援弁護士制度の重要性については前掲のとおりであるが（第12条関係）、これは単に損害賠償の請求についての援助にとどまる施策ではない。

犯罪被害者等が刑事裁判へ適切に関与するためには、現行制度の下においても犯罪被害者等の意向・希望を代弁すべき法律専門家たる被害者支援弁護士の存在が不可欠であり、かかる援助を受けることは犯罪被害者等の資力の多寡によって左右されるべきでない。

(8) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。

【法務省】(再掲・第12条関係)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する

【法務省】(再掲・第12条関係)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

【法務省】(再掲・第12条関係)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁そ

の他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。

【法務省】(再掲・第12条関係)

【意見】

日本司法支援センターによる支援については、現行の支援制度の存続及びその拡充について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。

【理由】

(1) 財団法人法律扶助協会(以下「法律扶助協会」という。)は、犯罪被害者等について、民事の損害賠償手続については、従来から民事法律扶助法により、民事法律扶助の対象として取り扱ってきた。総合法律支援法による日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)も当然その業務を承継する。

したがって、「民事法律扶助制度の活用による損害賠償請求」は、すでに実施されている制度であり、新規のものではない。

(2) しかし、これは、あくまでも民事の損害賠償が対象であり、それ以外の刑事告訴、報道機関との折衝等については、扶助の対象とされていなかったことから、法律扶助協会は、犯罪被害者等の要請を受けて、2001年4月1日から、日本財団の助成金(8割)と法律扶助協会への贖罪寄付、篤志家寄付等を財源として、法律相談、刑事告訴、法廷傍聴の同行、証人尋問、意見陳述の付添い、刑事訴訟手続における和解の交渉、報道機関等との折衝を対象とする犯罪被害者法律援助をすでに実施しており、被害者等に弁護士費用と実費等を交付している。

(3) ただ、日本財団は、移行後の支援センターへの補助金打切りを示唆しており、支援事業の後退が懸念されるので、現行の支援制度の支援センターにおける存続が図られるべきであり、また、現行の支援制度はその交付額に制限があるなど必ずしも被害者等の要請に応えるものではないので、その一層の拡充が求められることになる。

(4) そこで、当連合会は、2005年6月17日付意見書「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」において、「被害者等が刑事手続に関連する手続(告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など)に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである」と提案したところであり、これは、現行の支援制度の支援センターにおける存続とその拡充を求めたものである。

(5) なお、扶助事業からは在留資格をもたない外国人が除かれている。

法整備が遅れているとして、国際的な批判を浴びている人身取引被害者は、そもそも民事法律扶助対象から除かれていることにも留意が必要である。

(9) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。

【法務省】

(10) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の改正少年法附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

各種のヒアリング等で明らかとなっており、裁判手続からの疎外感を訴える犯罪被害者等は、成人刑事事件よりも少年保護事件についてこそ数多い。

少年保護事件についても犯罪被害者等の意見・要望を活かした施策の実施が図られるべきであるが、少年保護事件は成人刑事事件とは基本理念を異にし、犯罪被害者等の援助のための施策を実現するに当たって検討すべき課題も少なくない。

少年事件における被害者の関与については、当連合会は、既に、2000年3月、「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」との意見書を公表し、被害者通知制度、少年事件記録の開示、被害者の意見表明について具体的な提案をしているところである。

- (1) 少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度については、2000年の少年法改正により、少年事件の被害者は「記録の閲覧謄写」ができるようになり（法第5条の2）、「意見の聴取」を受けられるようになり（法第9条の2）、処分結果の通知を受けられるようになった（法第31条の2）。しかし、被害者が少年事件手続きの進行状況を知らなければ、これらの制度を利用する機会を逸するおそれがある。基本法第18条の定める「刑事に関する手続の進捗状況に関する情報の提供」の具体化として、被害者の請求により、被疑少年の送致先検察庁及び送致年月日、被疑少年の送致先家庭裁判所及び送致年月日を被害者に通知する制度が法定されるべきである。

(2) 少年審判の傍聴の可否については、被害者一般の傍聴を認めることは、少年審判の非公開原則に反し少年法の理念を損なうおそれがあるから反対する。

犯罪被害者等に対して少年審判の傍聴を認めた場合、少年や保護者等としては、犯罪被害者等の目を気にせざるを得ないことから、プライバシーに関わる事項について口を閉ざしてしまい、適正な処分を決定するにあたって必要な情報が入手できなくなる可能性があるし、非行少年が自己の犯した非行について心を開いて供述することも困難となる。このように、犯罪被害者等に少年審判の傍聴を認めた場合、少年審判のあり方を変容させ、少年法の目的に反する結果となりかねない。

ただし、少年審判規則第29条は、「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を許すことができる」と定めており、裁判官が少年の更生に必要と認めた場合は、被害者の在席を認め、その意見を求めることができると解し得る。この趣旨を、法ないし規則で明確にすることは検討されてよい。この場合、少年に付添人が選任されていることが不可欠である。

(11) 刑事・民事の手続に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】

イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

ウ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。【警察庁・法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が刑事に関する手続へ適切に関与し、又は損害賠償請求訴訟等を適宜に提起するためには、まずもって各種の手続に関する情報が十分に提供されなければならない。むろん、当連合会においてもかかる情報提供の充実に努めるべきところであるが、犯罪被害者等が時機を逸するこ

となく情報を取得するためには、犯罪被害者等が第一次的かつ直接的に接触する捜査機関から各種の情報が提供されることが望ましい。

なお、パンフレット等の作成に当たっては、省庁の所管に応じた縦割りの情報提供に堕することなく、横断的かつ網羅的な情報の提供が可能となるよう十分に配慮すべきである。

(12) 捜査に関する適切な情報提供

ア 警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【警察庁】

イ 警察において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【警察庁】(再掲・第11条関係)

ウ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。

【法務省】

エ 公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】(再掲・第12条関係)

【意見】

犯罪被害者等のなかには、捜査段階において適切な情報提供が行われなかったことに対して不満を有する者も少なくない。犯罪被害者等の捜査機関に対する信頼を維持するためにも、犯罪被害者等が捜査過程において過度の疎外感を抱くことのないよう、捜査への支障が生じない範囲で弾力的に情報を提供するよう努めるべきである。

(13) 不起訴事案に関する適切な情報提供

ア 不起訴記録の弾力的開示の周知徹底を行う。

【法務省】(再掲・(12)ウ・第12条関係)

イ 不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】

【意見】

不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。

不起訴処分の内容及び理由について、検察官が、事前・事後に十分な説

明を行うべきことは当然である。当連合会がさきに示した見解は、公判請求後の事案に関するものであるが、不起訴事案についても、検察官の活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、捜査段階で、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設することも検討すべきである。

(14) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。

【警察庁・法務省】(再掲・第15条関係)

【意見】

加害者に関する情報の関係機関からの警察への提供は、既の実施されており、再被害の防止のために、このような措置が必要な事案があることは否定しないが、このような措置により、警察に加害者のプライバシーに関わる情報が集中することで、加害者のプライバシーを侵害されたり、加害者が警察などの監視下に置かれ、更生保護の趣旨に反する事態となる危険がある。

そもそも行刑施設などが警察に対して、受刑終了者の帰住予定の住所に関する情報を提供することについては、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」第8条第1項で禁止されている「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供」することに該当する。したがって、同条第2項に定める禁止除外事由である「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定に鑑みれば、警察への情報提供は、加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測されるような客観的状況がある場合に、警察による再被害の防止という行政目的を達するに必要な限度で行われるべきである。

また、その際には、行政上の運用ではなく、法律の規定を整備すべき

である。

(15) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】(再掲・第15条関係)

【意見】

(1) 加害者の出所情報の被害者への通知については、既に2001年3月に「被害者等に対する出所情報の通知制度」が設けられ、満期出所の予定時期(年月)と実際に釈放された後に釈放された年月日を通知することとされ、年間1000件をこえる通知件数がある。したがって、仮出所の場合の出所予定日は被害者には事前に通知されることはない。

また2001年10月からは、再被害防止のための出所情報通知制度が設けられ、検察官や警察から被害者に対して受刑者の釈放予定に関する通知を行う制度を導入しており、この場合は、再被害防止のために必要である場合は、仮出所の場合の出所予定日についても、事前に被害者に通知される場合がある。また、帰住先については、被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合に、帰住先が被害者等の住居地と同一都道府県内の場合は市区町村名(ただし、必要不可欠な場合は、町字名)まで、帰住先が異なる都道府県の場合は都道府県名までが通知されるという内容となっている。

(2) 帰住先については、受刑終了者のプライバシーに関する情報であり、行刑施設から一定の行政目的で情報の提供を受けた検察官や警察が、その保有する個人情報を、他人に対して情報提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条1項で禁止されている。

同法第8条第2項に定める禁止除外事由と認められている「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、か

つ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定は公の機関に関するものと解されるので、犯罪被害者という個人への情報提供は、同例外規定の適用の余地もなく、現行の情報提供の運用は、その法的根拠に疑問がある。加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測される客観的状況がある場合や被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合など再被害の防止のために必要な限度で、被害者への情報提供を容認するにしても、別の法律の規定を整備することが必要である。

- (3) 加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされることが可能となる措置が必要である。
- (4) 骨子は「更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できる」よう検討するとするが、加害者の更生保護を主たる任務とされてきた保護司に、被害者保護の役割を兼務させることは、犯罪被害者にとっても信頼がおけないし、また保護司の本来の任務も曖昧にするおそれがあり、適当でない。民間人に依拠することなく、行政機関が責任をもって行える体制を整備すべきである。

(16) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

神戸児童殺傷事件において、2004年3月、法務省は、加害男性の仮退院に関する情報を被害者遺族に通知するとともに、仮退院の理由を公表するという措置をとった。

また、法務省は、被害者遺族に対して、矯正教育の内容などについても説明を行っていたが、この情報提供の内容や基準などについては法令の定めがなく、行政裁量により個々のケースごとに判断されている。

この問題は、犯罪被害者等への情報提供と社会への公表というものを区別して考えていく必要があるが、犯罪被害者等への情報提供の場合も、

その情報が外部に漏れることによる弊害が起こりうるので、その危険性も考慮した情報提供の程度なども慎重に判断する必要がある。

検討に当たっては、これが少年のプライバシーを不当に侵害したり、少年の社会復帰を妨げる結果とならないよう十二分配慮する必要がある。少年犯罪被害者が不安の除去や損害賠償請求等の目的から、加害少年が収容された矯正施設や社会復帰の時期を知りたいと要望する場合があるのは当然だが、それがいたずらに加害少年を警戒し地域社会から排除しようとする傾向を持つ場合には、加害少年の立ち直りを阻害する結果となる。

したがって、情報の提供は、原則として、加害少年自身と家族の承諾を要件とすべきである。また加害少年自身と家族の承諾があるときは、形式的な施設名や復帰の時期のみならず、矯正教育の成果や加害少年の被害者への謝罪の意思なども伝えられるべきである。ことに社会復帰前には、先に述べた「少年事件協議」を導入する等、修復的司法の理念に基づく被害者と加害少年との関係修復がはかられるべきである。

仮に、加害少年自身と家族の承諾が得られない場合でも、再被害の防止措置を講ずる目的や被害者等が転居その他加害者との接触回避などの措置をとることが特に必要な場合に限り、必要な限度での情報提供は認められてよい。

- | |
|---|
| <p>(17) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進</p> <p>ア 法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省】</p> <p>イ 保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。</p> <p>【法務省】</p> <p>ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】</p> |
|---|

【意見】

「犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。」としているが、謝罪や被害弁償に際しては、犯罪被害者等の心情を損なうことのないよう、

極めて慎重な配慮がなされる必要がある。

(19) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。【法務省】

【意見】

「保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実」として、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう適切な対応に努めるものとされている。

しかし、被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無辜の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。

なお、刑事訴訟法第89条第5号は、犯罪被害者等へのいわゆる「お礼参り」を禁止する趣旨の規定であるが、同号にいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。そもそも、このような施策を犯罪被害者等基本計画骨子として定めることは、被告人の保釈に対する権利を不当に侵害する虞が多分にあるから、反対である。

(20) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する【法務省】

【意見】

受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見を聴くと、犯罪被害者は仮釈放を認めるべきでないと強く反対することが多いであろうから、仮釈放の是非を審査する更生保護審査会の審査に影響することは間違いない。

仮釈放については、現在も、法律で認められている期間を経過してもなかなか認められていない現状があり、この現状がより悪化する可能性がある。したがって、受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見陳述の機会

を設けることについては慎重に検討すべきである。

(21) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下で実施することについては、次の問題点があり、反対する。

第一に、犯罪被害者等のなかに、自らの心情等を加害者に伝えたいとの希望を持つ者がいることは事実であるが、その仲介を更生保護官署ないし保護司が担当することについては賛成できない。

犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を加害者に伝えるにあたっては、犯罪被害者等の心情等を害することのないよう、細心の注意を払う必要がある。しかるに、更生保護官署ないし保護司は、加害者の改善更生を第一義の目的とする機関であって、本来、被害者支援を担当すべき部門ではない。いかに研修の充実を期するといっても、更生保護官署ないし保護司の本来的機能から生じる犯罪被害者等との間のギャップは埋めきれぬものではなく、被害者にとっては加害者の更生のために犯罪被害者等が踏み台とされる懸念を払拭することができない。

第二に、保護観察官の人数が非常に少なく、実際の保護観察制度が保護司の大きな負担によって担われている実情に鑑みれば、この上、保護司に加害者情報の被害者への提供や被害者情報の加害者への提供という負担を負わせることには無理がある。

また、保護観察官や保護司は本来的に加害者の更生を使命とする立場にあり、このような立場にある者が被害者と加害者の仲介役になることは、被害者の理解を得にくく、本来の使命自体に混乱を来すおそれもある。当連合会が「少年事件協議」において提言しているように、NPOなど、真に中立的な機関の設置や利用が検討されるべきである。

(22) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実
法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていく。
【法務省】

【意見】

矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等に当たって、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていくことには賛成である。なお、同職員らについては、幅広い人権教育も必要であることを付言する。

(23) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実
法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。
【法務省】

【意見】

賛成である。検察官が児童または女性の犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを図るためには、その心情等に配慮するための研修が不可欠である。

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

[今後講じていく施策]

- (1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請
内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。【内閣府】
- (2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供
内閣府において、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業を実施する。【内閣府】
- (3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作りのための検討及び施策

の実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(4) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。【警察庁】

【意見】

賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきであり、また、(4)については、警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるようその育成を図るべきである。

(5) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。【警察庁】

【意見】

上記の施策については、必要以上に警察主導にならないよう、注意を要する。

これについては、骨子(6)、(19)、(26)及び(30)においても同様である。

【理由】

犯罪被害者等の支援について、犯罪発生時から犯罪被害者等に接する警察の役割は重要である。しかしながら、犯罪被害者等に対する支援が多方面にわたりかつ長期に及ぶものであることから、その支援は、民間の支援団体が中心となるべきであり、警察が中心となることは今後控えるべきであると考え。警察に第一に求められるのは、捜査の最前線において、犯罪被害者等の心情を十分にくみ取ることであって、犯罪被害者等の支援そのものではないと考える。そうであれば、警察及び関係諸機関との連携は重要ではあるが、警察主導の連携ばかりが強調されることは避けなければならない。

(7) 警察における少年が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、少年が相談しやすい環境の整備を図っていく。【警察庁】

【意見】

「少年サポートセンター」や各警察署の少年係、「ヤングテレホン・コーナー」をそのまま利用するという趣旨であれば、反対である。

【理由】

「少年サポートセンター」や各警察署の少年係、「ヤングテレホン・コーナー」等の電話相談窓口が掲げられているが、これらは基本的に少年非行の防止・摘発・捜査などを目的とする制度であり、少年被害者への対応に特化された制度ではない。

少年事件においては、しばしば少年が被害者であると同時に加害者である場合があること、あるいは買春の被害者が虞犯少年・非行少年として扱われる例があとを絶たないことなどに鑑みれば、被害者支援のためには、少年被害者とその秘密を保持され、非行少年として扱われるおそれを持つことなく相談できる、被害者支援目的に特化された相談制度が必要である。

(15) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する【法務省】(再掲・第12条、第18条関係)

イ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

【法務省】(再掲・第12条、第18条関係)

ウ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携する。

【法務省】(再掲・第12条、第18条関係)

(37) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮

日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)地方公共団体(捜査機関を含む。)弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

【意見】

日本司法支援センターによる支援については、基本法第12条関係において述べたとおり、総合法律支援法の改正を含め、将来的具体的制度設計について、現行の支援制度の存続及び将来的な制度創設まで十分に視野に入れて、さらに検討する必要がある。

(21) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じてインターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者との間に不公平が生じないように配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】(再掲・第12条関係)

【意見】

賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。

【理由】

犯罪被害者等に対する法的支援施策を推進するためには、支援弁護士制度の拡充が不可欠なところ、支援弁護士制度に関する情報提供が十分にされていない。もちろん、弁護士会が自ら広報を徹底することは当然であるが、さらに、関係機関から、支援弁護士制度について情報提供を徹底させることが必要である。

骨子(21)(22)はパンフレットの作成について記載されているが、それと共に、検察庁及び警察において、弁護士会の支援弁護士制度、法律相談窓口などの情報提供を積極的に進めることも付加されたい。

また、骨子(25)の民事手続に関する情報提供の充実に関しても、弁護士会の法律相談についての情報等も検討対象とされたい。

(25) 民事の手続に関する情報提供の充実

法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲・第18条関係)

【意見】

賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。

【理由】

骨子(25)の民事手続に関する情報提供の充実に関しても、弁護士会の法律相談についての情報等も検討対象とされたい。

(31) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【意見】

犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行う任務について、更生保護官署と保護司との協働による方向で検討がなされることについては、反対である。

第一に、犯罪被害者等は、更生保護官署、保護司は、加害者の更生を支援する側であると考えている。保護司は保護観察中の者よりも、高い位置にいるが、犯罪被害者等とは平面、つまり同じ目線の高さで向かい合わない

なければならない。このような任務のスタンスがまったく異なる犯罪被害者等に対する支援について、更生保護官署に任せ、保護司を活用することは、犯罪被害者等からの反発あるいは二次被害を生じることも予想される。

第二に、更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援に関与することは更生保護の趣旨や理念に反するものであるし、保護司がそのような役割を果たすことは、保護司の本来果たすべき役割にも反する。

(32) 日本司法支援センターによる長期的支援

日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】

【意見】

上記の施策は必要であるが、現行制度では支援センターの役割に限界があり法改正の必要がある。

【理由】

[現状認識]の「犯罪被害者実態調査報告書」によると、とりあえずの相談相手を必要とした者の割合が最も高いことが指摘されており、「援助を受けることができる組織、団体等への紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口」なども5割を超える者が情報提供を望んでおり、様々な情報提供が求められていることがうかがわれると述べている。

総合法律支援法第30条1項5号により支援センターは、「被害者の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により」情報を提供し、「被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する…」と定めている（逆に言えば、扶助事業を加えた、この業務の範囲にとどまっている。）。支援センターでは、各種相談施設と情報提供のネットワークを構築するべく2006年の開設を目指して準備を進めている。

支援センターでは、全国的なコールセンターを立ち上げ、誰でも気軽にアクセスし、適切な振り分けができるような制度、支援センター地方事務所においては、振り分け相談をし、必要に応じて弁護士の相談、弁護士の紹介をする制度を作ることになっている。

支援センターは、犯罪被害者への情報提供に協力するのみならず、犯罪被害者のネットワークの中心として、支援センターをすえ、ここから各所に連携、情報発信していく制度及び具体的な救済制度を構築すべきである。

(36) 刑事裁判終了後の支援における更生保護官署及び保護司並びに関係

諸機関・団体等との連携・協力の在り方の検討

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて検討する際に、地域社会における関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方についても、併せて検討する。【法務省】

【意見】

前述（61頁）のとおり、更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援に
関与すること自体に反対であるから、この点についても反対する。

(37) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮

日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）
地方公共団体（捜査機関を含む。） 弁護士会、犯罪被害者支援団体等
の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯
罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等
の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を
果たすよう努める。【法務省】

【意見】

上記の施策は必要であるが、現行制度では支援センターの役割に限界があ
り法改正の必要がある。

【理由】

[現状認識]の「犯罪被害者実態調査報告書」によると、とりあえずの相
談相手を必要とした者の割合が最も高いことが指摘されており、「援助を受
けることができる組織、団体等への紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の
相談窓口」なども5割を超える者が情報提供を望んでおり、様々な情報提供
が求められていることがうかがわれると述べている。

総合法律支援法第30条第1項第5号により支援センターは、「被害者の
援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を
利用する方法その他の方法により」情報を提供し、「被害者等の援助に精通
している弁護士を紹介する…」と定めている（逆に言えば、扶助事業を加え
た、この業務の範囲にとどまっている。）。支援センターでは、各種相談施設
と情報提供のネットワークを構築するべく2006年の開設を目指して準備
を進めている。

支援センターでは、全国的なコールセンターを立ち上げ、誰でも気軽にア
クセスし、適切な振り分けができるような制度、支援センター地方事務所
においては、振り分け相談をし、必要に応じて弁護士の相談、弁護士の紹介を

する制度を作ることになっている。

支援センターは、犯罪被害者への情報提供に協力するのみならず、犯罪被害者のネットワークの中心として、支援センターをすえ、ここから各所に連携、情報発信していく制度及び具体的な救済制度を構築すべきである。

2. 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

[今後講じていく施策]

(9) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成研修への講師の派遣等の支援に努めていく。

【警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

【意見】

警察についての問題点は、前記で示したとおりであり、警察から民間支援団体への行使等の派遣等の支援についてもそれ自体は推進することは必ずしも問題ではないが、警察と民間支援団体との関係が、必要以上に緊密になることは、犯罪被害者等の支援にとってマイナスとなる場合もあることから、慎重に検討すべきである。

これについては、骨子(14)も同様である。

(11) 配偶者に該当しない交際相手などからの暴力に関する調査の実施

内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査において、平成17年度に、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手などからの暴力についても、調査を実施する。【内閣府】

【意見】

配偶者に該当しない交際相手からの暴力の被害者は多い。その被害の実態調査を行うとの内容は評価しうる。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）は、配偶者に該当しない場合には適用にならないことから、調査結果を検討し、法的救済措置の方策を検討すべきである。

3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援

助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】

【意見】

民間団体への財政的支援については、犯給法第23条にいう公安委員会指定の早期援助団体以外にも財政的支援を行う必要がある。

【理由】

犯罪被害者支援団体も全国で数多くなっているが、その一部には、犯給法第23条にいう公安委員会指定の早期援助団体も存在する。

しかし、犯罪被害者のニーズは数多く存在し、一部の犯罪被害者は、警察とは無関係の完全なる民間団体からの支援を要望する場合もある。このような場合には、警察とは無関係の犯罪被害者支援団体が犯罪被害者の支援に当たる必要がある。その意味でも、完全な民間団体である犯罪被害者支援団体の存在も要請される。

犯給法第23条にいう公安委員会指定の早期援助団体以外にも財政的支援を行う必要がある。

(2) 民間の団体への支援の充実

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。

【警察庁・厚生労働省】

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。【法務省・文部科学省・国土交通省】

(3) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府・警察庁】

(5) 全国被害者支援ネットワークに対する協力

警察において、全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し協力していく。【警察庁】

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。【警察庁】

【意見】

警察と民間支援団体とが連携、協力することは必要であるが、警察の下に民間支援団体があるような状況は避けなければならない。特に、警察から民間支援団体へ財政的支援の充実を含めた援助を行うということには、反対である。

民間支援団体に対する支援については、原則として内閣府からとすべきである。

【理由】

民間支援団体は、どの団体も財政的に厳しい状況であり、公的財政支援は緊急の課題であるが、その財政援助は、内閣府から行うべきである。民間支援団体に対しては、犯罪被害者等早期援助団体の認定が公安委員会であり、犯罪発生後の犯罪被害者等に関する情報提供が、警察から早期援助団体になされるが、民間支援団体の独立性はできる限り確保しなければならない。

従前、犯罪被害者等に対する支援の創生期においては、警察主導でもやむを得ない面もあったが、基本法が施行され、基本的施策の検討に至った現在においても、なお、警察に民間支援団体に対する支援の役割を担わせることは、健全な民間支援団体の育成にとっても問題である。

(4) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

内閣府において、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。【内閣府】

【意見】

認定NPO法人制度において、国税庁の認定を緩和すべきである。

【理由】

認定NPO法人制度とは、NPO法人制度のうち、一定の要件を満たす

ものとして国税庁の認定を受けたものである。個人が認定NPO法人に寄付をした場合、所得税の算定において寄付の額から1万円を引いた額が所得から控除される。法人が認定NPO法人に寄付した場合は一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別に同額の損金算入限度額が設けられる。

認定NPO法人になるには様々な要件があり、総収入金額に占める寄付金総額の割合が実績判定期間において5分の1以上であること、事業活動に占める共益的活動の割合が50パーセント未満であること、役員又は社員のうちに占める親族の割合が3分の1以下であること等である。しかし、犯罪被害者支援団体は小さな団体もあり、これらの要件を充足しない団体もある。認定NPO法人になるための要件の緩和を求める。

(5) 全国被害者支援ネットワークに対する協力

警察において、全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し協力していく。【警察庁】

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。【警察庁】

【意見】

警察と民間支援団体とが連携、協力することは必要であるが、警察の下に民間支援団体があるような状況は避けなければならない。特に、警察から民間支援団体へ財政的支援の充実を含めた援助を行うということには、反対である。

民間支援団体に対する支援については、原則として内閣府からとすべきである。

【理由】

民間支援団体は、どの団体も財政的に厳しい状況であり、公的財政支援は緊急の課題であるが、その財政援助は、内閣府から行うべきである。民間支援団体に対しては、犯罪被害者等早期援助団体の認定が公安委員会であり、犯罪発生後の犯罪被害者等に関する情報提供が、警察から早期援助団体になされるが、民間支援団体の独立性はできる限り確保しなければならない。

従前、犯罪被害者等に対する支援の創生期においては、警察主導でもやむを得ない面もあったが、基本法が施行され、基本的施策の検討に至

った現在においても、なお、警察に民間支援団体に対する支援の役割を担わすことは、健全な民間支援団体の育成にとっても問題である。

(7) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮

日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）地方公共団体（捜査機関を含む。）弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】（再掲・第11条関係）

【意見】

日本司法支援センターによる支援については、基本法第12条関係において述べたとおり、総合法律支援法の改正を含め、将来的具体的制度設計について、現行の支援制度の存続及び将来的な制度創設まで十分に視野に入れて、さらに検討する必要がある。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

[今後講じていく施策]

- (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
- (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及
- (3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
- (4) 学校における犯罪抑止教育の充実
- (5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組
- (6) 家庭における命の教育への支援の推進
- (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
- (8) 犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間にあわせた集中的な啓発事業の実施
- (9) その他犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施
- (10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
- (11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施
- (12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

- (13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施
- (14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進
- (15) 学校における犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進
- (17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施
- (18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【意見】

「心のノート」の部分を除き、賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

しかし、「心のノート」の配布の点については、公教育がみだりに内面的価値に入るべきでないことは、近代公教育の原則だから、反対である（2002年9月21日付日弁連「教育基本法の在り方に関する中教審への諮問及び中教審での議論に対する意見書」26頁）。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。

【警察庁】(再掲・第15条関係)

【意見】

警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば、反対する。

【理由】

犯罪被害者等に関する情報の保護として、警察による犯罪被害者等の匿名発表を容認するかの如き表現が見られる。

しかし、匿名発表が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、

取材や報道に支障を来す虞がある。

確かに、犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は理解し得ないではない。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり、犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし、犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアが自らの責任において自主的・自律的に決定すべき事柄であって（この点は、今後、マスメディアにおいて真剣な検討を行う必要がある）、警察の一方的な判断で匿名発表を行うことは、報道機関の取材・報道の自由や市民の知る権利という観点に照らして是認できない。

(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうるような情報提供に努める。【警察庁】

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等についての周知を図る。

【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

以上